

特別区長会と京都市市長会及び京都市町村会の 連携協力に関する協定書

特別区長会と京都市市長会及び京都市町村会（以下「京都市市長会・町村会」という。）は、双方の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特別区長会と京都市市長会・町村会が相互の立場を尊重しつつ、多面的な連携・協力を推進し、地方創生の新時代に向けて東京23区と京都市内市町村が共に発展・成長しながら共存・共栄を図っていくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 特別区長会と京都市市長会・町村会は、次に掲げる事項について、相互の区域間において連携・協力を多面的に推進する。

- （1）両者の発展・成長に資する事項に関する事
- （2）住民同士の交流促進に関する事
- （3）その他両者が協議して必要と認める事項に関する事

（推進体制等）

第3条 前条に掲げる連携・協力を包括的、計画的に推進していくため、特別区長会と京都市市長会・町村会の関与のもとに構成される「連携・協力推進委員会」（仮称）を設置し、連携・協力の包括的な展望・構想、具体的な取組みの策定等について広く検討・提言等を行う。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、特別区長会と京都市市長会・町村会のいずれからも通知がない限り、満了の翌日から1年毎に自動的に更新する。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、連携・協力に関する細目その他の事項については、必要に応じ、特別区長会と京都市市長会・町村会が協議してこれを定める。

2 前項の手続きは、本協定について疑義又は変更の必要が生じた場合も同様にこれを行う。